



東日本大震災により被害を受けた農業者の皆さまへ

農業経営の復旧・復興に必要とする資金の融通について、
特例措置が講じられています！



【特例措置】

- ① 最長18年無利子
- ② 実質的に無担保、無保証人
- ③ 農業信用基金協会の保証料の免除

<特例措置の対象者>

原子力災害被災12市町村にほ場、事業所その他事業
拠点を有する被災農業者であって、次のいずれかの条件を
満たす方が対象となります。

- ①東日本大震災の影響により農業経営を中止し農業経営を
再開していない方、又は再開後2年を経過していない方
- ②東日本大震災の影響により年間販売額が減少した方

<主な対象資金> (注) 各資金の詳細は裏面を参照ください。

- ・ スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）
- ・ 経営体育成強化資金
- ・ 農業基盤整備資金（畜産基盤整備事業を除く）
- ・ 農林漁業セーフティネット資金
- ・ 農林漁業施設資金（共同利用施設を除く）
- ・ 農業近代化資金
- ・ 農業経営負担軽減支援資金

【問合せ先】

○(株)日本政策金融公庫 福島支店 農林水産事業 ☎024-521-3328

○福島県 農林水産部 農業経済課 ☎024-521-7349

※農協等取扱金融機関でもご相談できます。

特例措置対象資金一覧表

	資金名	資金用途	償還期限 (据置期間)		貸付限度額	取扱機関
			通常	特例【注1】		
1	スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	施設資金、 長期運転資金	25年 (10年)	28年 (13年)	①個人 3億円(特認:6億円) ②法人 10億円(特認:20億円)	日本政策金融公庫 福島支店 農林水産事業 (☎024-521-3328)
2	経営体育成強化資金	施設資金、 長期運転資金	25年 (3年)	28年 (6年)	①個人 負担額の80%かつ1.5億円 ②法人・集落営農組織 負担額の80%かつ5億円	
3	農業基盤整備資金	農地・牧野の新設、改 良、造成及び復旧	25年 (10年)	28年 (13年)	地元負担額	
4	農林漁業セーフティネット資金	災害復旧の中長期の運 連資金	15年 (3年)	18年 (6年)	600万円(特認:年間経費等の 6/12)【注2】	
5	農林漁業施設資金	施設等の修繕	15年 (3年)	18年 (6年)	負担額の80%又は1施設あたり 300万円(特認:600万円)	
6	農業近代化資金	施設資金、 長期運転資金	15年 (7年)	18年 (10年)	①個人 1,800万円 ②法人 2億円	県内JA・銀行等
7	農業経営負担軽減支援資金	営農に係る負債整理	10年 (3年)	18年 (6年)	営農に係る負債の限度内	

【注1】償還期限及び据置期間の特例は、東日本大震災に伴う原発事故による災害の影響を受けている方のうち、次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ①その主要な事業用資産について、東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長又はその他の相当な機関から受けた方
- ②その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比べて相当程度減少したことの証明を市町村長又はその他の相当な機関から受けた方

【注2】東日本大震災に伴う原発事故の災害の影響を受けている方については、貸付限度額が以下のとおり拡充されます。

- ・貸付限度額 1,200万円(特認:年間経費等の12/12)

～上記以外にも被災農業者のための県独自資金があります！～

(1) 農家経営安定資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)

○被災農業者が農業経営の維持安定や営農再開のため必要とする運転資金、施設等の取得のための長期資金です。

○貸付限度額:個人1,000万円、団体等1,200万円、償還期限:10年以内(うち据置3年以内)、貸付利率:農協取扱の場合は無利子

(2) 農業近代化資金(復興枠)

○福島県では、農業近代化資金において被災農業者支援のための資金(復興枠)を別途設けております。

○当資金においては、優遇措置として農業信用基金協会の債務保証料の1/2を助成します。

○優遇措置以外の貸付条件等は、通常の農業近代化資金と同様です。

※問合せ先:福島県農業経済課(☎024-521-7349)又は福島県相双農林事務所農業振興普及部(☎0244-26-1147)